

宮城県道盛土崩壊事故損害賠償請求事件

— 崩壊した私有地の盛土が家屋を崩壊させた事例 —

道路局道路交通管理課訟務係

〔一審判決〕平成八年五月三〇日

仙台地方裁判所 請求棄却（原告控訴）

〔二審判決〕平成一三年一月二五日

仙台高等裁判所 控訴一部認容

（被控訴人上告）

〔最高裁判決〕平成一六年一月三〇日

最高裁判所 上告棄却

1 今回の訴訟事例紹介について

今回紹介する事例は、私有地である道路沿い斜面の盛土が豪雨により崩壊し、当該斜面下方に存する家屋が倒壊した事例である。

本事例においては、

①降雨による流水が集中する谷筋に設置された当該道路に十分な排水施設が設置されていたか、

②道路管理者に「公の営造物」ではない私有地の

盛土の崩壊を防止する義務があるか、

が争点となった。本事例は、法面の崩壊に起因する事故に関するものであるが、春を迎えるこの時期、雪解けや雨の影響により、特に、軟弱、急峻

な地形に存する道路においては地盤等に崩壊が生じ、管理瑕疵が問われる事態が生じることが考えられることから、今回、本事例を紹介することとした。

2 事件の概要

被告宮城県の管理する県道女川牡鹿線（以下、「本件道路」という。）において、本件道路沿いの斜面（私有地。以下「本件土地」という。）に盛土された土砂（以下、「本件盛土」という。）が、豪雨により崩壊し、当該斜面下方に存する原告ら所有の家屋を倒壊（以下、「本件事故」という。）させた。原告らは、本件事故が、被告の営造物である本件盛土又は本件道路の設置、管理の瑕疵により、本件盛土内部に多量の雨水が流入した結果発生したものであるとして、被告に対し、国賠法第二条第一項による損害賠償を請求した。

（請求額…二億四、九七五万二、一五五円）

3 原告の主張

① 本件道路の排水施設について

本件事故は、本件道路下に浸透した雨水によって地下水位が上昇し、本件盛土下部の含水量が増大したことに起因するものである。本件事故現場付近において、本件道路は谷筋を横断する形で設置されていたことから、降雨時には多量の雨水が本件道路手前で地下に浸透し本件盛土の下に伏流するため、本件道路を設置するに当たっては、道路部分の地下の水抜きトンネル等の排水施設を設置し、地下水により本件盛土下部の地盤が脆弱化することを防止する必要があるにもかかわらず、このような排水施設が設けられていなかった。また、本件道路海側に設置された側溝（以下、「海側側溝」という。）の流末部から雨水が集中的に本件盛土上に流下し、本件道路山側に設置された側溝（以下、「山側側溝」という。）からの溢水が本件盛土上に大量に流入したことも本件事故発生の原因となっている。本件事故当時、海側側溝は、流末部が本件盛土の上に開口し、流水を斜面下方まで導水する配水管等の流末排水施設が設けられておらず、本件盛土上にたれ流しの状態で放流されており、山側側溝は、落葉や雑草、泥等が堆積し、排水施設としての機能を果たしていなかった。

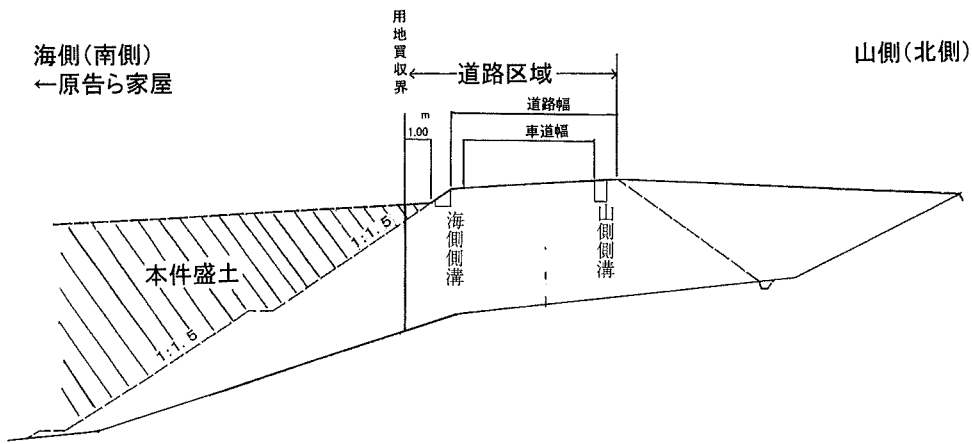


図1 本件事故現場付近断面図

② 本件盛土の崩壊に関する道路管理者の責任について

本件盛土は、本件事故以前に本件道路北側法面が崩壊し崩土が路面を覆った際、当該崩土を投棄するため、被告が本件土地所有者の許諾を得て盛土工事を行ったものである。盛土された箇所は、約六〇度の勾配を有する急峻な斜面であることから、するに当たっては、盛土が不安定化することを防止するため、盛土内部に地下水の排水施設を設置したりする等の措置が必要であったが、このような対策は全く行われていなかった。

また、本件盛土が私有地内に存し、被告の所有ではないにしても、本件道路に崩落した土砂を交通開放の目的で捨土してできたものであり、道路排水の流末処理場として利用してきたことからすれば、本件道路の維持管理上の施設の一部とみなすべきであり、本件道路と一体をなす「公の営造物」に当たる。

このように、本件事故は、公の営造物である本件盛土又は本件道路の設置、管理の瑕疵により、本件盛土内部に多量の雨水が流入した結果、発生したものである。

4 被告の主張

① 本件道路の排水施設について

本件道路は、谷筋に設置されているが、流水の

形跡はなく、本件事故の際に、本件道路の一部でも崩壊した事実はない。本件事故当時、豪雨の影響により多量の雨水が流下したが、その大部分は、本件道路の盛土で堰き止められ、その一部は山側側溝に流入していたと考えられる。雨水が道路下をくぐって流れた事実はないか、あってもごくわずかであり、本件道路に地下水排水施設を設ける必要はなかった。

また、本件事故当時、山側側溝が土塊、落葉等の堆積物で埋まっていたという事実はなく、海側側溝も、流末部は本件盛土から一四、五m離れており、流水が本件盛土上に放流される状態にはなかった。

② 本件盛土の崩壊に関する道路管理者の責任について

本件盛土は、本件道路の改良工事の際に、本件土地所有者から当該工事により生じた残土を盛土してもらいたい旨の要請に応じて、被告が盛土工事を行ったものである。盛土工事について被告が関与していたとしても、本件盛土は、私有地内に設置されたものであることから、形成されると同時に本件土地に附合することとなり、被告がその所有権を有するものではなく、また、本件盛土は、専ら本件土地所有者において維持、管理されてきたものであり、被告にその管理の権限も義務も存

しない。さらに、本件盛土は、本件土地の宅地化の目的でされたものであり、本件道路維持のためのものではない。よって、本件盛土は、「公の営造物」に当たらず、仮に、本件盛土の崩壊を防止すべき義務があったとしたら、それは所有者の義務であるといわざるを得ない。

5 判決のポイント

① 本件道路の排水施設について

本件道路は、本件事故現場付近において、本件道路の海側法尻に接続して本件盛土が造成されることを前提としたものであり、その斜面の下方には原告らの家屋が存在したことから、本件道路の排水機能が十分でなく、降雨等の影響により本件盛土が崩壊した場合には、原告らの家屋、生命等に危険が及ぶことが予想されるため、本件道路の排水施設の整備については特段の注意が必要であると考えられる。

被告は、本件事故現場付近の本件道路において、その海側と山側に側溝を設置していたが、海側側溝は、流末部が本件盛土付近に開放されることなく、本件道路に沿って谷部を横切る形で設置されていたならば、本件盛土内への雨水の流入を軽減できたものと考えられ、流水が集中する谷部に設置された本件道路の要所に水抜き施設が設置されていたならば、地下水水位の上昇を抑える機能を有

したであろうと考えられる。

② 本件盛土の崩壊に関する道路管理者の責任について

本件盛土は、被告が所有権を有するものではないことから、本件盛土の崩壊を防止するため本件盛土に水抜き施設や擁壁を設置する義務は、被告にはない。しかし、本件道路は海側法尻に接続して本件盛土が造成されるのを前提とし、しかも、本件盛土工事は被告が実施したものであり、本件道路及びその排水施設の設置状況は前記のようであったことから、被告は、本件道路を設置したことに伴う降雨時の流水の本件盛土への影響を検討し、その崩壊の危険性について検討すべきであった。そして、本件盛土に水抜き施設や擁壁を設置すべきものと判断した場合には、本件盛土の所有者に対し、そのような施設の設置を要請すべきであった。仮に所有者がその要請に応じないのであるならば、本件道路に接続して降雨時に崩壊の危険性のある盛土があることを前提として、その危険を防止すべき排水施設等の設置を検討すべきであった。つまり盛土の現状を前提にして本件道路の管理を考えなければならぬというべきである。

以上によれば、本件事故の発生が予想されたにもかかわらず、本件道路は、極めて不十分な排水

施設しか備えないものであったということが出来るから、本件道路の設置及び管理には瑕疵があったといえるべきである。

なお、被告は、本件盛土が国賠法第二条第一項にいう「公の営造物」に当たらないことを理由に責任を免れることはできない。